

債務負担で 複数年契約

設備投資、技術開発促す

国土交通省は、構造物の維持補修工事で、国庫債務負担行為を活用して複数年で契約できるように2008年度から財務省と協議を始める。電気通信施設工事で試行しているメンテナンス付き工事発注でも、今後の試行案件で債務負担行為を活用して複数年で契約できるように協議する予定だ。複数年契約とすることで、施工者の維持補修工事に対する設備投資や技術開発などを促していく。

道路や橋梁などの維持「センティブ（動機付け）」補修工事は、毎年度、入札で施工者を選定して契約している。ただ、単年度ごとに施工者が変わる状況では、維持補修工事の品質・作業効率の向上に向けた設備投資や技術開発を積極的に施工者が進めるインセンティブが乏しい。入札の不調・不落札も維持補修工事などの工種で多発しており、単年度で契約が切れることが原因の一つともみられる。こうしたことを踏まえ、維持補修工事の複数年契約に向け、国庫債務

負担行為の活用を財務省と協議する。国交省は、08年度の「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」にも、複数年の工事の円滑な執行のための手

続き改善として「国庫債務負担行為を計画的かつ積極的に活用する」と明記している。07年度から電気通信施設の工事で行っているメンテナンス付き工事発注方式では、設備の工事後の維持管理を複数年間、毎年度随意契約することとを前提として、施工者を総合評価方式の一般競争入札で選んでいる。対象は、水力発電設備、

ダム放流制御設備、レーダー雨量計設備など機器製作メーカーの固有技術が必要となる設備を対象に07年度に4件を試行した。08年度も4件程度の試行を見込み、07年度の課題を踏まえ、機器製作メーカーと維持管理会社が組んで参加できるコンソーシアム方式の入札も導入する。

メンテナンス付き工事発注の試行でも、工事後の維持管理を随意契約ではなく、国庫債務負担行為を活用して複数年契約できるように協議していく。複数年契約とすることで、維持管理の高度化や機器交換頻度などの計画的な実行、遠方管理の導入などを一層促す。